

事業承継特別保証制度のご案内

令和2年4月1日より「事業承継特別保証制度」の取扱いを開始します。本制度は、中小企業・小規模事業者のみなさまの喫緊の課題である事業承継時における後継者の経営者保証を可能な限り解除することを後押しするため、一定の要件の下、経営者保証を不要とする新たな保証制度です。
 ※取扱い開始前から事前相談を受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

項 目	内 容
制 度 名	事業承継特別保証制度
申込資格要件	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者(※対象者は法人のみ) (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日～令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①から④の要件を全て満たす法人 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること (※)EBITDA有利子負債倍率＝(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費) ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと
申 込 方 法	既に申込中小企業者と与信取引のある金融機関経由に限ります
保 証 限 度 額	2億8,000万円(組合等4億8,000万円) 有担保2億円(組合等4億円)・無担保8,000万円
対 象 資 金	事業資金(ただし、借換は事業承継の前の借入、かつ、個人保証を提供している借入に限ります。) ※既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能。
保 証 期 間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:10年以内(据置期間1年以内)
保 証 料 率	0.45%～1.90% 0.20%～1.15%(※経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は信用保証料率を大幅に軽減) ※経営者保証コーディネーター…経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者(事業承継ネットワーク事務局等)が雇用する専門家です。(令和2年4月から運用開始)
担 保 ・ 保 証 人	担保:必要に応じて徴求 保証人:徴求しない

参考:国の経営者保証解除に向けた取り組みについて
 本制度を含む国の事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策については、中小企業庁のHPをご覧ください。
 中小企業庁 HP: <https://www.chusho.meti.go.jp/hosyoukaijo/index.htm>

お問い合わせ先

業務部
 ●保証第一課・保証第二課 TEL:098-863-5300

経営支援部
 ●経営支援課 TEL:098-863-5310
 ●創業支援課 TEL:098-863-5303

沖縄県信用保証協会ホームページ
<https://www.okinawa-cgc.or.jp>